茅ヶ崎市教育大綱

令和2年2月

茅ヶ崎市

1 大綱策定の背景と趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や市長と教育委員会との連携強化等を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27(2015)年4月に施行されました。同法第1条の3第1項において、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定が義務付けられたことから、平成28(2016)年に「茅ヶ崎市教育大綱」を策定しました。

「大綱」は、教育基本法第17条に基づき政府が定めた教育振興基本計画の「基本的な方針」を参酌し、地方公共団体の長が同団体の教育に関する目標や施策の基本となる方針を定めるために策定するものです。

この度、現行の大綱が令和 2 (2020)年度をもって計画期間が終了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 第 1 項に定める市長と教育委員会で構成する茅ヶ崎市総合教育会議において協議し、令和 3 (2021)年度をはじめとする「茅ヶ崎市教育大綱」を策定します。

2 本市における大綱と教育基本計画との関係

本市では、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的に、「茅ヶ崎市教育基本計画」を策定しています。

本大綱と本市教育基本計画はともに、本市の教育に関する考え方を示したものであることから、次期茅ヶ崎市教育基本計画の策定にあたっては、本大綱と整合を図り、策定します。

大綱の構成

基本理念

学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する

~豊かな人間性と自律性をはぐくむ~

基本方針

- 1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実
- 2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める 社会教育の充実
- 3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

基本方針別重点施策

教育基本計画の構成

第1部 教育基本計画について 計画策定の趣旨、計画の範囲と位置づけ 基本理念、基本方針、基本方針別重点施策 計画の体系図

第2部 基本方針別の施策

第3部 計画の進行管理

第4部 資料編

3 大綱の期間

「大綱」の期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

4 基本理念

人は、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期を生きる中で、家庭、地域、学校、自然環境、郷土の歴史などから様々なことを学び、経験し、人格の完成を目指し、成長し続けます。

また、人は自分ひとりで学び、経験しているのではなく、子どもは大人や他の子どもから 学び、時には大人も子どもから学ぶなど教育に関わる人たちが共に学びあい、支えあいなが ら、成長していきます。

人が人としてより良く成長していくために、教育に関わる人たちが、「自分たちができることを進めよう」「それぞれが進めることに協力しよう」という思いをもち、それぞれの立場や役割を認めあい、共に成長しようとする姿勢が必要です。

本市では、多様化する社会課題に対し、福祉、防災、環境、まちづくりなど様々な分野の力を生かし、連携しながら、より良い社会を構築していこうとしています。教育行政と様々な分野の連携をより一層深めることで、教育が果たす役割と可能性は大きくひろがります。

教育に関わる人たちが、このことを意識し、教育に関わる取り組みを進めるため、本大綱の基本理念を「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する~豊かな人間性¹⁾ と自律性²⁾をはぐくむ~」とします。

本市では、学校教育と社会教育を中心に、他を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性¹⁾」と、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し解決していくことができる「自律性²⁾」をはぐくみます。

¹⁾ 本大綱では、他を思いやる心や感動する心などを豊かな人間性としている。

²⁾ 本大綱では、「自律性」を、自ら考え、判断し、表現することによって様々な問題に積極的に対応し解決していく力としている。「自立」と「自律」という言葉があるが、「自律」とは、発達段階に応じて、自分の頭で考えて自分の判断で行動するということで、「自立」とは、自分の力で独り立ちしていること。社会に出て行って一人前の人間として社会生活を自分で営んでいくことであり、「自立」と「自律」は意味合いが異なっている。

5 3つの基本方針

基本理念のもと、「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」「ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実」「教育活動を効果的に進める教育行政の充実」の3つの基本方針を定め、学校教育と社会教育を中心に具体的な教育施策を進めます。全ての基本方針において、個人の成長を促す、交流を通して互いが育ちあう、そうした教育を教育に関わる人たちと組織が支えあうことを常に念頭において施策を展開します。

基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実

学校は、一日の多くの時間をそこで過ごす子どもたちが、自ら考え、判断し、表現するために必要な知識や技能を身に付け、人間性や自律性をはぐくむ学びの場です。

児童・生徒が、「もっと学びたい」と思えるよう、主体的・対話的で深い学びの視点に立った 授業づくりを進めるとともに、教職員の人材育成と働く環境の改善を進めます。多様な人との出 会いや様々な経験を通じ、児童・生徒の「確かな学力³⁾」「豊かな人間性¹⁾と自律性²⁾」「健やか な体」をはぐくみ、自分の人生や未来の社会を切り拓くための「生きる力⁴⁾」を伸ばします。

基本方針2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実

人は、学齢期だけでなく生涯にわたって学び、成長し続けることで人格を形成します。社会教育は、学校、家庭、地域、教育関係機関及び教育関係者等をつなぎ、様々な活動へ参加するきっかけをつくる役割を担います。

歴史、自然、文献、人材など様々な教育資源を最大限に生かし、子どもから大人までが共に楽しく学びあい、豊かな人間性¹⁾と自律性²⁾、地域社会をつくるための力をはぐくむ社会教育を展開します。また、家庭教育と幼児期の教育を支援します。

基本方針3 教育活動を効果的に進める教育行政の充実

教育委員会は、教育に関する調査・研究とそれを生かした教育施策の企画立案や執行を行うとともに、地域、学校などが主体となった教育活動を支援しています。

教育委員会の円滑な運営を行い、学校教育と社会教育を推進するために必要な基礎研究、施策の企画立案及び教育施設の整備など、豊かな人間性¹⁾と自律性²⁾をはぐくむために必要な教育施策を推進します。

³⁾ 基礎的・基本的な「知識や技能」に加えて、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力など」を含めた幅広い学力のこと。

⁴⁾ 学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、 自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやったり、感動したりするなど の「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健やかな体(健康・体力)」などから構成されている。

6 基本方針別の重点施策

豊かな人間性¹⁾と自律性²⁾をはぐくむ教育を進めるため、基本方針別に重点的に進める施策は、次のとおりとします。重点施策は、本市教育委員会として、人材や財源等を集中的に充当し、推し進めるべき施策を位置付けます。

基本方針1の重点施策

〇地域の教育資源を生かした学校運営

コミュニティ・スクール⁵⁾(学校運営協議会制度)の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。

また、地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活用する教育活動を支援します。

〇児童・生徒に寄り添った教育環境の充実

全ての小・中学校に特別支援学級を整備し、特別な配慮を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整えるとともに、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育⁶⁾を推進します。

また、関係機関との連携強化や教育相談のより一層の充実を図るなど、児童・生徒及び保護者への支援体制を構築します。児童・生徒間のトラブルの未然防止、いじめ問題など児童・生徒を取り巻く課題や児童・生徒が抱える問題を早期に発見・解決を図るとともに、不登校の児童・生徒が安心して教育を受けられる環境を整えます。

○教職員の教育活動への支援

児童・生徒の学びの質の向上を目指し、適正な人材を確保するとともに、教職員の育成や計画 的な配置を行います。

また、教職員の意識改革を進めるとともに、勤務条件の整備など働き方の見直し⁷⁾を進め、教職員が教育活動に専念できる体制を整備します。

基本方針2の重点施策

〇学びと交流を通じた地域の教育力の向上

地域、関係団体や市長部局等と連携し、子どもから大人までが共に楽しく学び、交流する機会 を通じて、青少年育成や地域の教育力⁸⁾向上につなげます。

また、公民館、図書館などを拠点に様々な分野(自然、防災、福祉、地域の伝統文化など)に 関して学び、体験する機会を提供します。

○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開

(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館 ⁹⁾の整備、旧和田家住宅 ¹⁰⁾・旧三橋家住宅 ¹¹⁾、藤間家住宅主屋 ¹²⁾及び下寺尾遺跡群 ¹³⁾(下寺尾官衙遺跡群 ¹⁴⁾及び下寺尾西方遺跡 ¹⁵⁾)等の保存活用・整備を進め、茅ヶ崎の自然や歴史・文化を学ぶ教育活動を展開します。

また、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 ¹⁶⁾で、都市資源を活用した教育活動を市民との協働により展開し、市民のふるさと意識を醸成します。

基本方針3の重点施策

〇教育に関する基礎研究の推進

教育に関する調査・研究を進め、学校教育、社会教育、家庭教育に関する課題等を把握し、その成果を教育に関する政策立案や学校教育、社会教育の場で活用します。

○教育施設の再整備

耐用年数をむかえる学校施設及び社会教育施設の建て替えや長寿命化を進めます。建て替えや長寿命化等にあたっては、ユニバーサルデザイン¹⁷⁾に配慮した施設づくりを進めるとともに、教育施設の複合化など教育施設が地域の交流や学びの拠点となる施設づくりを検討します。

また、市民に愛される教育施設を目指し、地域住民参加による施設づくりを進めます。

〇中学校給食の実現

安全で安心な栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、給食を通して、適切な栄養の摂取や望ましい食習慣を身に付けるため、中学校給食の実施に向けた取り組みを進めます。

- 5) 学校と保護者や地域住民等が共に知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の6)に基づいた仕組み
- 6) 共生社会の実現に向け、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを追求していくこと。 7) 教職員の働き方改革については、平成31年1月25日に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられた。答申に基づき、国では、「公
- 立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の策定など教職員の勤務時間管理の徹底、ストレスチェックや休日の確保など健康管理に関する取り組み、教職員の意識改革を行っている。
- 8) 地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然、文化等の教育資源が子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えることを指す。
- 9) 茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画に基づき、整備している博物館。浄見寺の北側に位置する場所に移転するため、平成28(2016)年から 移転整備に着手し、令和4(2022)年度に開館予定。
- 10) 昭和57(1982)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の大型民家の特徴をよく備え、良質の材料を使っており、改造が少なく、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。
- 11) 昭和46(1971)年に市重要文化財に指定された建物。幕末の農家の造りをよく備え、改造が少ない。また、建築の過程が分かる記録が残っていることが評価されている。平成29(2017)年に景観重要建造物に指定されている。
- 12) 大正12(1923)年の関東大震災で家屋を損壊した藤間家が、昭和7(1932)年に建築した住宅。日本の建築に洋風文化を取り込むなど大正・昭和を代表する建築家であった西村伊作の作風の一端を示す近代住宅。なお、建設時の図面や書類が残っており、設計は西村建築株式会社、棟梁は石井兼吉であることが分かっている。平成27(2015)年3月26日に国の登録有形文化財に登録された。
- 13) 古代の官衙関連遺跡や弥生時代の環濠集落跡、縄文時代の貝塚といった複数の遺跡からなる下寺尾西方地区周辺の遺跡群。一部が国の史跡に指定されている。
- 14) 古代の相模国高座郡の役所である高座郡衙跡や、古代寺院である下寺尾廃寺、さらに関連する遺跡からなる飛鳥・奈良・平安時代の官衙遺跡群。平成27(2015)年3月10日に国の史跡に指定。
- 15) 弥生時代中期後半に営まれた環濠集落跡。 2本の環濠(集落を囲う大きな溝)が確認されており、外側の環濠は南関東最大級の規模をもつ。高座郡衙と同位置で確認されている。平成31(2019)年2月26日に国の史跡に指定。
- 16)本市の全域を建物のない博物館と見立てて、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し(これらを都市資源と呼ぶことにした。)、調査・研究し、それぞれが有する意味や魅力を整理して広く周知する一方、相互に関連づけて活用を図ることによって、茅ヶ崎を取り巻く様々な課題の解決につなげ、ひいてはまち全体の活性化を図ろうとする事業。
- 17) 年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

茅ヶ崎市教育大綱

令和2年2月 策定 発行 茅ヶ崎市教育委員会 編集 教育推進部教育政策課 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話 0467-82-1111 FAX 0467-58-4265 ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp 携帯サイト http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp

携帯サイト QR コード

